

1. 残業時間の上限引き上げ

コロナ禍における労働力不足の解消の一助として、国会常務委員会は、2022年3月23日付決議・17/2022/UBTVQH15号を発行しました。

①1年間の残業時間上限

雇用者による要求に対して被雇用者が同意した場合、雇用者は、年間200時間超、300時間以下の残業を被雇用者に求めることができます。以下は対象外です。

- a) 満15歳から18歳未満の雇用者
- b) 51%以上の労働能力が失われている中度の障害、重度の障害、特に重度な障害を有する被雇用者
- c) 重労働・有害・危険、特別な重労働・有害・危険な業務に従事する被雇用者
- d) 妊娠7か月以上、または、高地・へき地・国境・島嶼地域で働く妊娠6か月以上の女性被雇用者
- dd) 生後12か月未満の乳児を養育している女性被雇用者

②1ヵ月の残業時間上限

年間最大300時間の残業が認められる場合、1ヵ月の残業は、40時間超、60時間以下まで認められます。

当決議は、2022年4月1日から発効となるため、月次上限に関しては、2022年4月1日からの適用となり、年次上限に関しては、2022年1月1日からの適用となります。

2. VAT 減税適用の注意点

財務省税務総局は、VAT 減税の注意点に関して、地方及び中央直轄市税務局に対し、2022年3月23日付オフィシャルレター・第2688/BTC-TCT号を発行しました。

2022年2月1日から12月31日までの期間においては、10%税率が適用されている商品・サービスは、原則として、2%の減税対象となり、8%税率が適用されますが、以下の点に注意する必要があります。



-サービス提供前、若しくは、サービス提供中に入金があり、2022年2月1日以前に税率10%にてインボイスが発行されている場合、2022年2月1日から2022年12月31日までの間にサービスが完了した場合であっても減税対象とはなりません。入金が2022年2月1日から2022年12月31日までの部分に関しては、減税対象となります。

- 2022年1月に税率10%対象の物品・サービス提供がなされたが、2022年2月までインボイスが発行されていなかった場合、2022年1月にインボイスは発行されるべきであったため、減税対象とはなりません。

-2022年2月1日以前に発行された税率10%のインボイスに対して、2022年2月1日以降に金額やVATの修正、返品インボイスが発行される場合、10%税率が適用されます。

- 電力供給のような特定の物品・サービス提供の場合、2022年2月1日から2022年12月31日に作成されたインボイスに対してVAT減税が適用されます。

また、ハノイ税務局は、2022年3月3日付けオフィシャルレター・第7059/CTHN-TTHT号において、減税対象サービスと減税対象外サービスのインボイスは、分けて発行することを求めていますので、同じインボイスに両サービスを記載しますと、すべてのサービスに対して10%税率が適用されます。